

Harmony通信

vol.130

2015.12

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232

Merry Christmas!
&
Happy New Year!

今年も大変お世話になりました。

新しい一年が、皆様にとって
素晴らしい年になりますよう、
心よりお祈り申し上げます。
2016年もどうぞよろしくお祈りします。

Harmony 職員一同

特集 ～統計調査の結果から

ストレスチェック制度 が始まりました



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト

「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」ダウンロードサイトは、改正労働安全衛生法に基づき、平成27年12月より施行されるストレスチェック制度が事業者にて円滑に導入できるよう、ストレスチェックの受検、ストレスチェックの結果出力、集団分析等が出来るプログラム「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」（以下、「実施プログラム」という）を無料で配布しています。

<http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

平成27年12月1日より施行のストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる取組です。

- ※リーフレットを同封します。具体的な対応等につきましては、直接ご相談ください。
- ※厚生労働省より「健康診断結果報告書」は
●2016年3月以降に様式を公表、4月以降届出と発表されました（12/3）。
該当になる皆様には、個別に対応します。

<注意喚起>

※11月24日（火）から公開しているストレスチェック実施プログラムの簡易版（23項目）の質問に、一部記載誤りが見つかり12月1日にプログラムが差し替えられています。11月中旬にプログラムをダウンロードされた方は、再度修正後のプログラムのダウンロードをお願いいたします。

<お知らせ>

- 国民年金「後納特例制度」の利用が低調（12/2）
無年金者や低年金者の救済策として今年9月まで3年間実施された国民年金後納制度の利用者が約116万人（対象の5.8%）にとどまり、国の想定（200万人）を大きく下回ったことがわかった。対象者が期間内に保険料を支払う経済的余裕がなかったことなどが理由とみられます。
- 通常国会に向けて様々な制度が見直される旨、報道されていますが、どれもまだ法改正が行われたわけではありません。（門田より）
…介護休業の分割取得や雇用保険からの給付金の支給率見直し、事業所内保育所の補助拡充、65歳以上の雇用保険加入等、皆様からお問い合わせを頂きますが、「まだ！」です。Harmony通信やHarmonyのHPでは「決まったこと」しかお知らせいたしません。施行が確実にになりましたら、随時皆様にお知らせします。
- 年末年始休業のお知らせ
12月29日～1月4日まで休業し、1月5日より業務を開始します。この期間中、メールやFAXはお受けいたしますが、お返事や対応は1月5日以降となりますので、何卒ご了承ください。
緊急の場合は、門田修、門田陽子の携帯へご一報ください。



保険関係の取り扱いについて

- 労災保険**：2016年1月1日より労災年金請求書（障害・遺族）への個人番号記載が始まります。請求者＝本人・遺族です。事業所が保有する個人番号は記載せず、申請者が自ら記載します。
- 雇用保険**：2016年1月1日より資格・給付関係の手続きで利用が開始されます。
- 日本年金機構関係**：2015/9/03の法改正により個人番号の利用が停止されています。
※住民票を提出する時は、個人番号が記載されていないものを添付します。

個人番号は「個人で使う場面」と「事業主が預かって使う場面」があります。行政の効率化は勿論、国民の負担や給付における公平性・平等性確保のための社会基盤として、誠実に運用されていかなくてはなりません。



編集後記

2015年もいよいよあと僅かとなりました。クリスマス、大みそか、お正月のイベントの準備、大掃除、来年のカレンダーや手帳の購入等、毎年のことながら「やることリスト」が一気に増える12月ですね。1年の振り返りをする時期ですが、仕事納めまでは振り返る余裕もない程お忙しい方もいらっしゃるでしょう。年末年始のお休みを有意義に過ごすためにも、くれぐれも体調を崩しませんよう、ご自愛ください。

さて、来る2016年、私共Harmonyは開業15周年の節目を迎えます。この間、1年1年のすべては、お世話になっている皆様とのかけがえのない毎日で作られています。新しい年も皆様のお役に立てることを模索しながら、いつも身近に感じて、信頼していただける存在となるように日々努めてまいりますので、来年も引き続きよろしくご依頼申し上げます。皆様、どうぞ良いお年をお迎えください。

Harmony通信 2015.12

#発行：2015年12月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所
Harmony社会保険労務士事務所
Harmony行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>